

特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領

平成25年7月10日

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「条例」という。）及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号。以下「規則」という。）に基づき、知事が管理する特定歴史公文書の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則第4条第1項の請求書)

第2条 規則第4条第1項の請求書は、別記第1号様式(特定歴史公文書利用請求書)によるものとする。

(規則第9条第1項の知事が定める事項等)

第3条 規則第9条第1項の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用に供する日時及び場所
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に要する費用の額
- 2 規則第9条第1項の規定による通知は、別記第2号様式(特定歴史公文書利用決定通知書)又は別記第3号様式(特定歴史公文書部分利用決定通知書)により行うものとする。
- 3 規則第9条第2項の規定による通知は、別記第4号様式(特定歴史公文書利用制限決定通知書)により行うものとする。

(利用決定等期間延長通知書)

第4条 規則第10条第2項の規定による通知は、別記第5号様式(特定歴史公文書利用決定等期間延長通知書)により行うものとする。

(利用決定等期間特例延長通知書)

第5条 規則第11条後段の規定による通知は、別記第6号様式(特定歴史公文書利用決定等期間特例延長通知書)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 条例第17条第1項の規定による通知は、別記第7号様式(意見書提出機会付与通知書)により行うものとする。

- 2 条例第17条第2項の規定による通知は、別記第8号様式(意見書提出機会付与通知書)により行うものとする。
- 3 条例第17条第3項の規定による通知は、別記第9号様式(意見書提出機会付与通知書)により行うものとする。
- 4 条例第17条第1項又は第2項の意見書は、別記第10号様式(特定歴史公文書の利用に関する意見書)によるものとする。
- 5 条例第17条第3項の意見書は、別記第11号様式(特定歴史公文書の利用に関する意見書)によるものとする。
- 6 条例第17条第4項の規定による通知は、別記第12号様式(特定歴史公文書の利用決定に係る通知書)により行うものとする。

(特定歴史公文書の閲覧等)

第7条 特定歴史公文書の閲覧(規則第12条第1項第2号に規定する電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧を含む。次項において同じ。)をする者は、当該特定歴史公文

書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、特定歴史公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 3 特定歴史公文書の写しの交付（規則第12条第1項第2号に規定する電磁的記録を用紙に出力したものの交付を含む。）を行うときの交付部数は、1部とする。
- 4 条例第19条に規定する特定歴史公文書の写しの作成（規則第12条第1項第1号に規定する電磁的記録の複製物の作成及び同項第2号に規定する電磁的記録を用紙に出力したものの作成を含む。）に要する費用の額は、別表のとおりとする。
- 5 条例第19条に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

（条例第21条の規定による通知）

第8条 条例第21条の規定による通知は、別記第13号様式（委員会諮問通知書）により行うものとする。

（条例第22条において準用する条例第17条第4項の規定による通知）

第9条 条例第22条において準用する条例第17条第4項の規定による通知は、別記第14号様式（条例第22条第1号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書）又は別記第15号様式（条例第22条第2号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書）により行うものとする。

（規則第15条第1項の請求書）

第10条 規則第15条第1項の移管元実施機関等利用請求書は、別記第16号様式（移管元実施機関等利用請求書）によるものとする。

- 2 前項の請求書が提出された場合における利用の決定については、別記第17号様式（移管元実施機関等利用決定通知書）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別表

行政文書	写しの作成の方法	写しの作成に要する費用	
文書・図画	複写機による複写（白黒）	複写物1面につき	10円
	複写機による複写（カラー）	複写物1面につき	30円
電磁的記録	用紙への出力（白黒）	出力用紙1面につき	10円
	用紙への出力（カラー）	出力用紙1面につき	30円
	光ディスク（CD-R）への複製	700MB CD-R1枚につき	80円

備考1 文書・図画を複写する用紙及び電磁的記録を出力する用紙は、A3を最大とする。

備考2 複写機以外の機器で複写する場合及び電磁的記録を上記記録媒体以外の記録媒体に複製する場合における写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要する実額とする。

別記第1号様式(第2条関係)

特定歴史公文書利用請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所又は居所 郵便番号 -
 (法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所の所在地)
 請求者 氏 名
 (法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者の氏名)
 連絡先
 (法人その他の団体にあつては、
 担当者の氏名及び連絡先) 電話番号() -

熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次の特定歴史公文書の利用を請求します。

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
求める利用の方法 希望する方法を で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付 (写しの送付 希望する ・ 希望しない)
受付年月日	年 月 日

(注)

- 1 閲覧又は写しの交付には、電磁的記録の視聴若しくは複製物の交付又は電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付を含みます。
- 2 写しの交付の方法により利用する場合は、当該写しの作成に要する費用(写しの送付を希望される場合には当該送付に要する費用を含みます。)を負担していただきます。
- 3 太線内は、必ず記入してください。また、印の欄は、記入しないでください。

別記第2号様式(第3条関係)

特定歴史公文書利用決定通知書

熊本県指令 第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおりその全部の利用を認める旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称		
利用に供する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
利用の方法			
利用に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
連絡先			

- (注) 1 指定された利用に供する日時に指定の場所に来ることができない場合は、あらかじめ電話等で連絡してください。
 2 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。
 3 写しの作成及び送付には、これらに準ずるもの(電磁的記録の複製物の作成又電磁的記録を用紙に出力したものの作成及びこれらの送付)を含みます。

別記第3号様式(第3条関係)

特定歴史公文書部分利用決定通知書	
熊本県指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおりその一部の利用を認める旨決定しましたので通知します。	
年 月 日 熊本県知事 印	
識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
利用に供する日時及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時
	場所
利用の方法	
利用に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分
利用に供しないこととした部分並びにその根拠規定及び当該規定を適用する理由	
連絡先	
(教 示)	
1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。	
2 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
(注) 1 指定された利用に供する日時に指定の場所に来ることができない場合は、あらかじめ電話等で連絡してください。 2 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。 3 写しの作成及び送付には、これらに準ずるもの(電磁的記録の複製物の作成又電磁的記録を用紙に出力したものの作成及びこれらの送付)を含みます。	

別記第4号様式(第3条関係)

特定歴史公文書利用制限決定通知書

熊本県指令 第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり全部を利用に供しない旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
利用に供しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
連絡先	

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

利用決定等期間延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
規則第 10 条第 1 項に規定する期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長後の期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長の理由	
連絡先	

利用決定等期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（以下「規則」という。）第11条の規定により、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称		
規則第10条第1項に規定にする期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき利用決定等をする期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限	年 月 日		
規則第11条を適用する理由			
連絡先			

意見書提出機会付与通知書

年 第 号
月 日

様

熊本県知事

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている特定歴史公文書について、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定による利用請求がありました。

あなた(貴団体)は、この特定歴史公文書の利用決定等について意見書を提出することができますので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、提出された意見書は、特定歴史公文書の利用決定等に当たり参考とさせていただきます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求があった特定歴史公文書の名称	
識別番号	
利用請求の年月日	年 月 日
利用請求があった特定歴史公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

意見書提出機会付与通知書

年 第 月 号
日

様

熊本県知事

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている特定歴史公文書について、熊本県行政
文書等の管理に関する条例第 15 条第 1 項の規定による利用請求がありました。

あなた(貴団体)は、この特定歴史公文書の利用決定等について意見書を提出するこ
とができますので、同条例第 17 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

なお、提出された意見書は、特定歴史公文書の利用決定等に当たり参考とさせていた
だきます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り
扱わせていただきます。

利用請求があった特定歴史公文書の名称	
識別番号	
利用請求の年月日	年 月 日
利用請求があった特定歴史公文書の利用を させようとする理由	
利用請求があった特定歴史公文書に記録 されているあなた(貴団体)に関する情報 の内容	
意見書の提出先	(電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

意見書提出機会付与通知書

年 第 月 号
日

(移管元実施機関等の長) 様

熊本県知事

貴機関が熊本県行政文書等の管理に関する条例(以下「条例」という。)第 15 条第 1 項第 1 号オに該当するものとして条例第 8 条第 3 項の規定により意見を付して移管された特定歴史公文書について、条例第 15 条第 1 項の規定による利用請求がありました。

貴機関は、この特定歴史公文書の利用決定等について意見書を提出することができますので、条例第 17 条第 3 項の規定により次のとおり通知します。

なお、提出された意見書は、特定歴史公文書の利用決定等に当たり参考とさせていただきます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求があった特定歴史公文書の名称

識別番号

利用請求の年月日

年 月 日

利用請求があった特定歴史公文書の利用をさせようとする理由

利用請求があった特定歴史公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容

意見書の提出先

(電話番号)

意見書の提出期限

年 月 日

別記第10号様式(第6条関係)

特定歴史公文書の利用に関する意見書

年 月 日

熊本県知事 様

住所又は居所 郵便番号 -
 (法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所の所在地)

氏 名
 (法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者の氏名)

連絡先
 (法人その他の団体にあつては、
 担当者の氏名及び連絡先) 電話番号() -

年 月 日付け 第 号で通知のありました特定歴史公文書の利用について、次のとおり意見を提出します。

利用請求があった特定歴史公文書の名称	
識別番号	
利用についての意見	<p>1 意見はない。又は支障(不利益)はない。</p> <p>2 利用されると支障(不利益)がある。</p> <p>(1)支障(不利益)がある部分</p> <p>(2)支障(不利益)の具体的内容</p>
連絡先 (担当課、電話番号等)	

1又は2のうち該当する番号に 印を付してください。2を選択された場合は、支障(不利益)がある部分及びその具体的内容も記載してください。

第 年 月 日

特定歴史公文書の利用に関する意見書

熊本県知事 様

移管元実施機関等の長

年 月 日付け 第 号で通知のありました特定歴史公文書の利用について、次のとおり意見を提出します。

利用請求があった特定歴史公文書の名称	
識別番号	
利用に関する意見	1 意見はない。 2 意見がある。 (1)意見がある部分 (2)意見の具体的内容
連絡先 (担当課、電話番号等)	

1 又は 2 のうち該当する番号に 印を付してください。2 を選択された場合は、意見がある部分及びその具体的内容も記載してください。

(反対意見を提出した第三者) 様

熊本県知事

特定歴史公文書の利用決定に係る通知書

(あなた、貴団体)から 年 月 日付けで「特定歴史公文書の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書については、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の決定をいたしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第17条第4項の規定により通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	
(教示)	
<p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

第 号
年 月 日

(審査請求人等) 様

熊本県知事

委員会諮問通知書

年 月 日付け 第 号の特定歴史公文書の利用決定等に対する審査請求については、次のとおり熊本県行政文書等管理委員会に諮問しましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第 2 1 条の規定により通知します。

審査請求があった特定歴史公文書の名称及び識別番号	
審査請求があった利用決定等	
審査請求日	年 月 日
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日

別記第14号様式(第9条関係)

条例第22条第1号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書

第 号
年 月 日

(審査請求をした第三者) 様

熊本県知事

(あなた、貴団体)から 年 月 日付けで審査請求のありました特定歴史公文書について、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の裁決をしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	

(教示)

決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 5 号様式 (第 9 条関係)

条例第 2 2 条第 2 号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書

第 号
年 月 日

(反対の意思表示をした第三者) 様

熊本県知事

(あなた、貴団体) から 年 月 日付けで利用に反対する意思の表示のありました特定歴史公文書について、次のとおりその全部 (一部) を利用させる旨の決定をしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第 2 2 条において準用する同条例第 1 7 条第 4 項の規定により、通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	
(教示)	
<p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日 (上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (熊本県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。 ただし、この決定があったことを知った日 (上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日 (上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日) の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

別記第16号様式(第10条関係)

移管元実施機関等利用請求書

年 月 日

熊本県知事

様

移管元実施機関等の名称			
所属長名			
職・氏名		直通・内線	

熊本県行政文書等の管理に関する条例第30条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則第15条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書の利用を請求します。

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
請求の目的	
求める利用の方法 希望する方法を で 囲み、必要な事項を 記入してください。	1 原本の貸し出し 返却予定日 年 月 日(日間) 2 閲覧
	受付年月日 年 月 日 本人確認の方法

(注)

太線内は、必ず記入してください。また、 印の欄は、記入しないでください。

別記第17号様式(第10条関係)

移管元実施機関等利用決定通知書

年 月 日

移管元実施機関等の長 様

熊本県知事

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第30条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則第15条の規定により次のとおり利用を認める旨決定しましたので、通知します。

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称	決定の内容
利用の方法	1 原本の貸し出し 返却予定日 年 月 日(日間) 2 閲覧	

- (注) 1 利用に際しては、丁寧に扱うとともに損傷しないよう御注意ください。
 2 貸し出しを受ける場合、返却日は、必ず守ってください。